

○議事日程（令和4年3月18日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第1号 養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 養老町テレワーク施設設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第5号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第7号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第8号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第9号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 養老町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 養老町教育集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 養老町国際学習会館設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第18 議案第16号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第19 議案第17号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第20 議案第18号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第19号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第20号 令和3年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第21号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第2

号)

- 日程第24 議案第22号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第23号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
- 日程第26 議案第24号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
- 日程第27 議案第25号 令和4年度養老町一般会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和4年度養老町簡易水道特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和4年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 日程第32 議案第30号 令和4年度養老町上水道事業会計予算
- 日程第33 議案第31号 令和4年度養老町公共下水道事業会計予算
- 日程第34 議案第32号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第35 議案第33号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計予算
- 日程第36 議案第34号 令和4年度養老町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第37 議案第35号 令和4年度養老町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第38 発議第2号 議員定数検討特別委員会の設置について
- 日程第39 選任第1号 議員定数検討特別委員会委員の選任について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出席議員

1番	西 脇 康	2番	清 水 由美子
3番	小 寺 光 信	4番	北 倉 義 博
5番	岩 永 義 仁	6番	長 澤 龍 夫
7番	大 橋 三 男	8番	吉 田 太 郎
9番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 大 橋 孝 副 町 長 川 地 憲 元

教 育 長	森 島 惠 照	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	近 藤 晴 彦	総 務 部 長 企 画 財 政 課 長	尾 前 眞 理
総務部税務課長	問 山 剛	住 民 福 祉 部 長	大 倉 修
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	小 里 克 昌	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	近 藤 眞 由 美
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	若 山 実 穂	産 業 建 設 部 長	松 岡 弘 泰
特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 建 設 課 長	藤 田 勝 彦	副特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 水 道 課 長	高 木 善 太 郎
産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	竹 中 修	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 橋 正 人
教 育 委 員 会 事 務 局 長	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	飯 田 泰 代
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	廣 澤 幸 雄
消 防 次 長 兼 予 防 課 長	坂 口 貴	消 防 次 長 兼 消 防 総 務 課 長	大 倉 巧

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	中 島 和 哉	議 会 事 務 局 書 記	稲 川 諭 実 彦
-------------	---------	---------------	-----------

(開議時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和4年第1回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

後段のほうの御唱和をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから令和4年第1回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、6番 長澤龍夫君、7番 大橋三男君を指名します。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(北倉義博君) それでは、日程第3、議案第1号 養老町農地中間管理機構関連

土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてから日程第17、議案第15号

養老町国際学習会館設置及び管理に関する条例の廃止についてまでの15議案を一括議題として上程いたします。

この15議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 吉田太郎君。

○総務民生委員長(吉田太郎君) 総務民生委員会報告。

去る3月7日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正及び廃止13件の議案について

であります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第3号 養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第4号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 育児休業の対象となる会計年度任用職員の人数はの問いに対して、現在、会計年度任用職員278名のうち109名が対象であるが、今回の改正により124人となるとの回答でした。

2. 育児休業の取得実績はの問いに対して、令和2年度実績として、女子職員4名、男性職員2名であるとの回答でした。

次に、議案第5号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第6号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第7号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、期末手当の支給率0.15月分引下げによる影響額はの問いに対して、一般職では年間1,200万円程度の減額となる。ただし、令和4年度は人事院勧告による昨年12月の引下げ分を6月に含めるため、全体で1,800万円程度の減額となるとの回答でした。

次に、議案第8号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第9号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてに関しましては、デジタル化に伴う住民票の除票と戸籍の附票の除票への影響はの問いに対して、これまでも住民票や戸籍に含む運用をしている。国のデジタル化に伴う法改正により、保存期間が150年と明記されたため、町において明文化したものとの回答でした。

また、デジタルデータを保存する記録媒体はの問いに対しては、電子データを町の住民記録及び戸籍システム上で管理しているとの回答でした。

次に、議案第10号 養老町体育施設条例の一部を改正する条例についてに関して、シャワー室使用料の支払いの方法はの問いに対して、総合体育館の券売機で100円のチケットを買っていただくとの回答でした。

次に、議案第11号 養老町教育集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、教育集会所を廃止後、利活用の考え方はの問いに対して、今後、地元関係者と協議しながら、利活用について検討していきたいとの回答でした。

また、地元や実際に使用している団体との協議の状況はの問いに対して、多芸西部区長会には集会所を廃止する旨をお伝えしている。多芸西部子ども会協議会やサロン、オカリナサークルとは別施設を使ってもらうように協議し、了解を得ているとの回答でし

た。

次に、議案第12号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに関しましては、起算から通算に改めることによる変更点はどの問いに対して、傷病手当金の支給期間について、起算よりも通算のほうが期間が延びるため、受給者にとっては有利であるとの回答でした。

次に、議案第13号 養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. まず、出動報酬の金額の根拠の問いに対して、災害の場合の8,000円については、総務省消防庁の通達による金額である。また警戒・訓練の場合の3,000円については、地域の実情や普通交付税算定基準等の金額や近隣市町を参考にしたとの回答でした。

2. またポンプ操法の訓練の支払いの対象になる回数はこの問いに対して、4月から6月までのポンプ操法期間中は、週2回分を予算の範囲での支払いをしたいとの回答でした。

また、役職の年額報酬の対象になる人数はこの問いに対しては、団長1名、副団長2名、本部長3名、ラッパ長を含めた分団長10名、副分団長9名、班長33名との回答でした。

また、各分団からの出動回数の報告方法はこの問いに対して、現在は随時名簿を提出してもらい、毎月支払っているが、4月から四半期ごとに支出する方法を検討しているとの回答でした。

次に、議案第14号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について及び議案第15号 養老町国際学習会館設置及び管理に関する条例の廃止についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付託されました条例の一部改正及び廃止13件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、議案第5号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については挙手多数により、それ以外の12議案につきましては挙手全員により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過及び結果報告といたします。

○議長（北倉義博君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 早崎百合子君。

○産業建設委員長（早崎百合子君） 産業建設委員会の報告をさせていただきます。

去る3月7日、各委員及び執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定2件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第1号 養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてに関しましては、該当地域である室原地区小栗栖の総面積と対象人数はの問いに対して、事業範囲は13.4ヘクタール、対象人数は96人との回答でした。

また、関係団体への周知の状況はの問いに対しては、地域の方に事業の同意を得る際、本件についても説明させていただいているとの回答でした。

また、養南合同事務所や他の地区に対しての周知の状況はの問いに対しては、これから基盤整備に手を挙げられる土地改良区については、その都度制度の説明をさせていただきたいとの回答でした。

次に、議案第2号 養老町テレワーク施設設置及び管理に関する条例の制定についてに関しましては、使用料の減免または免除が適用される範囲はの問いに対して、免除規定は町主催の利用などが考えられる、その他の規則等で決めていきたいとの回答でした。

また、レンタルオフィスの利用方法はの問いに対しては、レンタルオフィスは3部屋あり、月借りで利用申込みをしていただきたいとの回答でした。

また、指定管理の今後の予定はの問いに対しては、現在、改修事業の受託者において、事業に含まれる運営方法提案業務の中で提案を受けているので、提案内容を吟味した上で決定していきたいとの回答でした。

また、指定管理者には何社が手を挙げられたのかの問いに対しては、現在の提案については1事業者であるが、ほかの事業者からも提案をいただいているため、その中よりよいところで決定したいとの回答でした。

また、利用時間の想定はの問いに対しては、基本的に午前9時から午後5時までと考えているとの回答でした。

また、利用料金の納入方法はの問いに対しては、基本的には申込時に納めていただきたいとの回答でした。

また、個人で利用する際の予約方法はの問いに対しては、その都度利用される日に申し込んでもらえれば、空いていれば使えるというようにしたいとの回答でした。

また、インターネット予約を取り入れる考えはの問いに対しては、現在提案している事業者とは、インターネットでの予約システムなどの検討も行っているとの回答でした。

また、休日の設定はの問いに対しては、指定管理者が土・日、祝日もという提案をい

ただければそのような対応を取りたいが、原則は平日のみの運営で進めていきたいと考えているとの回答でした。

なお、報告協議において、1人で借りたいという若い人の需要が見込まれるため、土・日、祝日の利用についても検討してほしいという意見がありました。

以上、審査に付託されました条例の制定2件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（北倉義博君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず日程第3、議案第1号 養老町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号 養老町テレワーク施設設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号 養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対の討論を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） この2年余り、全職員の皆さんは平常公務をこなしながら、コロナ対応公務を強いられてきました。緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の中で、ワクチン接種、店舗への周知、児童・生徒など保育園から小・中の児童・生徒の遊び、学ぶ環境づくりなど、町民の命や暮らしを守るための激務もこなしてきました。また、コロナ禍の中でも何かできるはずを追求した姿勢や、取組も目の当たりにしました。このことは、多くの町民の皆さんが感謝するところです。国の方針だからとの理由で賛成することはできません。この時代を職員の皆さんと共に痛み、苦しみ、喜びを共有させていただいた議員として、議事録に異論を残しておきたいのです。

地方自治体の職員として、公共の福祉の増進に寄与する職員の皆さんにエールを送り、反対討論といたします。

○議長（北倉義博君） 次に、賛成討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 賛成討論をいたします。

令和3年8月10日の人事院勧告により、町においても国に準じて期末手当の支給月数について、所要の改正を行うものと提案説明を受けました。

人事院勧告時における川本人事院総裁の談話が公表されております。

要旨として、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大や、大規模な自然災害などの危機的な事態が次々と生じる中、国民の安全・安心を確保するため、全国各地で公務員の方々が日々全力で職務に精励されています。厳しい環境の下、困難な業務に対し、誇りを持って真摯に取り組んでおられる公務員各位に対し、心から敬意を表します。

国家公務員の給与の改定について、本日人事院は国会及び内閣に対し勧告を行いました。本年は、月例給について、民間給与との格差が極めて小さいことから、改定を行わないこととしました。また特別給、いわゆるボーナスについては、公務が民間を上回ったことから引き下げることにしました。

人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。勧告を通じて、職務に精励している職員に適正な給与、その他の勤務条件を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保に資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものと述べられております。

今回は期末手当の特例措置であり、給料表の改定はありません。したがって、人事院勧告制度趣旨に賛同し、可決すべきと意思表示をし、賛成討論といたします。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手多数。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第8号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第9号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第10号 養老町体育施設条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第11号 養老町教育集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例につい

での討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第13号 養老町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第14号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第15号 養老町国際学習会館設置及び管理に関する条例の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩とします。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第18、議案第16号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第37、議案第35号 令和4年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの20議案を一括議題として上程いたします。

この20議案は、予算特別委員会に審査を付託してありましたので、予算特別委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 松永民夫君。

○予算特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。

予算特別委員会の報告をいたします。

去る3月9、10、11の3日間にわたり、予算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました令和3年度一般会計及び各特別会計等補正予算6件、特別会計の繰入れの変更1件並びに令和4年度一般会計及び各特別会計等予算11件、特別会計の繰入れ2件について審査をいたしましたので、結果を報告いたします。

委員会では、部署ごとに課長、係長等へ質疑を行っていき、最後に町長をはじめ特別職などへ質疑と、各委員での討論、採決、報告協議を行いましたので、主立った審査内容について報告をいたします。

最初に、議案第16号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第17号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第9号）の主な論点は、次のとおりであります。

民生費関係としては、1. 西濃清風園の解体工事費の内訳はの問いに対しては、最終的な工事負担は1,884万円ほどであり、それを8市町で均等割30%、人口割70%で案分をすると養老町の負担額は310万円ほどになるという回答でありました。

2. 子育て世代臨時特別給付金事業202万2,000円減額の内訳はの問いに対しては、当初予定していた先行給付の現金5万円に、クーポン相当の5万円を合わせ10万円での給付を現金一括給付に事業内容を変更したため、必要がなくなったギフト券発送用の封筒代として5万円、ギフト券の郵送料として192万2,000円、貸金庫の手数料として5万円を減額するものという回答でありました。

商工費関係としては、1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象件数はの問いに対しては、今回の段階の対象件数については、これから協力金の申込みになるため正確には分からないが、これまでの対象店舗が平均五十数件であったため、今回も同程度になると考えているとの回答でありました。

歳入といたしましては、1. 環境整備協力金の内訳はの問いに対しては、池辺にあるボートレースの売上金の1%について、前年度実績が2,100万円ほどであったため、今年度予算として2,300万円ほどを計上していたが、実際は2,670万円ほどになる見込みであるため補正増としたという回答でありました。

次に、議案第18号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第19号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業収入の動向はの問いに対しては、牛の処理頭数は若干減っているが、豚は一昨年の豚熱の終息に伴い、以前の水準に戻りつつあるという回答でありました。

次に、議案第20号 令和3年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第21号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第22号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、1. 広域連合納付金が増えた要因はの問いに対しては、納付金については、広域連合が査定をした額で予算計上をしているが、実際の人数に90人ほどの誤差が生じたことにより、保険料収入が増えたためであるという回答でありました。

次に、議案第23号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて及び議案第24号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについての2議案は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第25号 令和4年度養老町一般会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

総務費関係としては、1. 職員研修事業の具体的内容はの問いに対しては、令和4年度の職員研修事業として、職員が自身のパソコン上で講座を受講することができるeラーニングというオンライン研修を予定しているという回答でありました。

2. マイナンバーカードの交付状況はの問いに対しては、令和4年2月28日現在、人

口 2万7,259人のうち、交付済み1万309人、交付率37.81%という回答でありました。

3. マイナポイントの手續に関する窓口対応の状況はの問いに対しては、窓口に見えた方には丁寧に対応をさせていただいている。新年度からは企画財政課とも協力をして専用のスペースを設け、マイナポイントの手續を案内したいという回答でありました。

4. 婚活支援事業の内容はの問いに対しては、会員は男性26人、女性5人、合計31人。婚活サポーターは8人いる。なお、令和3年度は婚活サポーターによる引き合わせを3回行ったという回答でありました。

5. オンデマンドバス運行事業費について、オンデマンドバスを買い換える理由はの問いに対しては、現在ハイエース4台、セレナ2台の計6台で運行をしているが、セレナの走行距離は23万キロとなり、今年度に不具合が多く出ているため、セレナ2台を買い換えた。ハイエースについても計画的に買換えを進めるためという回答でありました。

6. 養老鉄道活性化事業について、駐車場整備の内容はの問いに対しては、美濃高田駅の西口の駐輪場の北側辺りに養老線管理機構で管理している用地について、駐車場を整備するものであるという回答でありました。

民生費関係としては、1. 敬老事業の予算が41%増となった要因はの問いに対しては、100歳以上の対象者が令和3年度は9人であったのが、令和4年度は13人に増えているため。また、88歳の方も2名から8名に増えているという回答でありました。

2. ねりんピック関連事業費の内訳はの問いに対しては、令和4年度予算では、ねりんピックに参加される方への激励金のみを計上したという回答でありました。

3. 公立認定こども園等維持管理事業の内容はの問いに対しては、広幡こども園の西側園児のトイレ及び浄化槽の配管修繕工事228万4,000円、また養北こども園で調理した給食を日吉こども園へ配送するための配送委託業務282万9,750円を計上したという回答でありました。

4. 臨時特別給付金補足支給事業について、子育て世帯の臨時特別給付金の対象外となる世帯の中身はの問いに対しては、令和4年4月1日生まれの児童が対象である。理由としては、臨時特別給付金は令和4年3月31日生まれまでが対象であるが、4月1日生まれまでが同学年になるため、不公平をなくすために対象としたという回答でありました。

衛生費関係としては、1. 斎苑費の維持管理費について、委託業者との契約内容はの問いに対しては、主な内訳は火葬業務、霊柩車の運転業務である。なお、新年度からは清華苑の受付業務も加える予定である。なお、受付業務とは、現在は町の会計年度職員2名が受付業務を行っているが、住民サービスの向上として、火葬業務と併せて委託業者をお願いをするものという回答でありました。

2. 南濃衛生施設の新施設建設に関連した予算増額の理由はの問いに対しては、し尿処理施設については、令和3年度に旧施設の解体、仮設工事を行い、令和4年度に建屋

を完成させる予定である。全体で36億8,500万円かかり、令和4年度は建屋と機械設備で19億円ほどの出来高となるため、養老町の負担分も増えているという回答でありました。

3. ごみの回収事業について、ごみ袋のサイズや形状の検討はの問いに対しては、現在レジ袋のような持ち手をつけたものを試作している。なお、価格は据置きで検討しているという回答でありました。

4. ワクチン接種事業の内容はの問いに対しては、今回増えた分については、緊急風しん抗体検査等事業が期間延長となったため322万9,000円の増、子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨をすることにより225万円の増、高齢者インフルエンザ予防接種委託料も100万円ほどの増、また新規事業として、妊婦・小児インフルエンザ予防接種助成事業282万5,000円の増。小児の予防接種は減少している。ちょっとすみません。

御無礼をいたしました。

農林水産業費関係としては、1. 県営ため池防災対策事業負担金6,400万円ほどの内容はの問いに対しては、該当箇所は有尾地内の旧十三ヶ村排水路1か所。なお、ため池防災対策事業として、農業用排水路の護岸などの改修を行うという回答でありました。

2. 食肉基幹市場建設促進事業費について、用地取得支援業務の内容はの問いに対しては、候補地を決定する段階において、用地の取得を速やかに行うため、様々な諸手続の支援を行う業務を委託するという回答でありました。

商工費関係としては、1. プレミアム付商品券事業4,800万円ほどの実施方法はの問いに対しては、商工会からも強く要望をいただいているため、今年度の反省も含め、令和4年度には実施をしたいという回答でありました。

養老公園観光拠点化の第3次モビリティ導入の内容はの問いに対しては、令和3年度に歩行支援具をモニターの方に利用していただき、好評をいただいているので、事業化できるよう進めていきたい。また、養老公園の中で活用できる様々な次世代モビリティを検討して、実証実験をしながら進めたいという回答でありました。

土木費関係としては、1. 除雪対策費について、業者委託の除雪基準は。また何社に委託しているかの問いに対しては、除雪基準は積雪15センチメートルと確認できた場合は、各事業者が自主的判断において対応をすることで計画している。なお、本年度の契約事業者は33社となっているという回答でありました。

2. また除雪道路に対し主要道路の基準はの問いに対しては、除雪道路は主要道路へのアクセスを確保する目的として、幹線道路及び幹線道路と集落を結ぶ区間を地元と協議して選定をしているという回答でありました。

3. 令和4年度の除雪費の想定はの問いに対しては、ここ10年来大雪はなかったが、2月の大雪の3日間でおおむね700万円支出をしているため、令和4年度は一度の大雪で補正なく対応できる予算の計上としたという回答でありました。

4. 養老町老朽化危険空家除却事業の内容はの問いに対しては、通学路に面した空き家を解体する場合に30万円を限度とし、県と町とで2分の1ずつ補助をするもので、令和3年度実績としては1件30万円の補助を行った。なお、県のほうでは通学路と限定していないことや、通学路以外の空き家も何とかしてほしいという問合せがあることから、今後検討をしていきたいという回答でありました。

消防費関係としては、防災無線等管理事業として、デジタル無線の点検内容はの問いに対しては、毎年保守点検が必要となる。保守点検の回数は年2回と決められているが、新しい施設であるため、令和4年度は点検回数を減らすことで金額を抑えているという回答でありました。

2. 新たに創設される養老町消防団運営交付金の具体的内容はの問いに対しては、消防審議会でも審議していただいた件であります。これまで分団に機械訓練手当として支給していたものを交付金として支給させていただくという回答でありました。

報告事項といたしまして、今まで使われなくなった消防用器具庫等の撤去について、補助対象になるよう検討してほしいとの要望がありました。

教育関係費としては、1. 小学校情報化推進事業について、GIGAスクール構想のAIドリルの概要はの問いに対しては、インターネット経由でアクセスをして利用する学習ドリルを導入し、一人一人が理解度や習熟度に応じた教材を提供することで、個別最適化した学習が可能となるよう環境整備を整えることを目的に導入するものであるという回答でありました。

2. 学校給食の拠点化方式の進捗状況はの問いに対しては、現在、配送業務については準備段階に入っており、令和4年9月を目途に養老小学校を拠点校としてスタートできるように体制を整えているという回答でありました。

3. 県補助金のスクール・サポート・スタッフ事業補助金の内容はの問いに対しては、働き方改革の一環として国・県の補助金を活用した制度である。スクール・サポート・スタッフは、現在養老町では非常勤3名を採用させていただき、学校職員の事務軽減に協力をいただいているという回答でありました。

4. 旧多芸小学校校舎解体事業1,764万8,000円の内訳はの問いに対し、木造校舎の解体工事費1,600万円ほどと、プレハブ倉庫の設置工事費160万円ほどという回答でありました。

5. 工事のスケジュールと記念碑の取扱いはの問いに対しては、夏頃まで地元で事業があるため、10月くらいから解体を始めたい。なお、記念碑も残していく方向であるが、地元関係者と協議をしながら進めたいという回答でありました。

6. また、旧多芸小学校を解体するに至った経緯はの問いに対しては、多芸小学校は現在倉庫として使われているが、建物が木造で老朽化が激しく、近隣住民の危険も伴うため、地元区長に説明させていただき協議を進めていたという回答でありました。

歳入につきましては、1. 養老サポーターワールド事業に対する国庫支出金で728万4,000円の内訳はの問いに対しては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するもの。なお、実施要項については、業者に委託するのではなく町職員で行う予定であるという回答でありました。

総括質疑といたしましては、1. ふるさと納税寄附者の多い名古屋、東京で交流イベントを開催する考えはの問いに対しては、御提案いただいた交流イベントであるため、ぜひとも実現をしていきたいという回答でありました。

2. 養老サービスエリアにふるさと納税専用のブースを設置する考えはの問いに対しましては、養老町をPRするには絶好の場所と考えるが、NEXCOにもそういった提案をして、引き続き検討していきたいという回答でありました。

3. ふるさと納税係として正職員の専従職員を2名、3名配置する考えはの問いに対しては、今後、寄附金が増えていけば、そういうことも考えていきたいという回答でありました。

次に、議案第26号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

1. 激変緩和措置の今後の予定はの問いに対しては、激変緩和措置は令和5年度まで行われる予定である。なお、令和3年度の激変緩和措置の金額については、養老町では1億5,613万8,528円であるという回答でありました。

次に、議案第27号 令和4年度養老町簡易水道特別会計予算は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第28号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

1. 老朽化した屋根を修繕する予定はの問いに対しては、令和4年度で屋根の防水工事を予定しているという回答でありました。

次に、議案第29号 令和4年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

1. 町の償還期間は終了したとのことであるが、今後の本特別会計の閉鎖等の方向性はの問いに対しては、予算規模も小さくなってきているが、町が貸付けをしている方への対応を行うため、現段階での方向性は示すことができない。今後検討をしていくという回答でありました。

次に、議案第30号 令和4年度養老町上水道事業会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

1. 非常用給水袋の単価、購入枚数、耐用年数はの問いに対しては、単価は1枚当たり359円で、1,000枚購入する予定。耐用年数は10年以上の保存が可能であるという回答でありました。

次に、議案第31号 令和4年度養老町公共下水道事業会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

1. 農業集落排水等接続検討業務の内容はの問いに対しては、全国的に下水道に関わる施設の統廃合が検討されており、養老町では公共下水道、農業集落排水事業、コミュニティプラントを公共下水道に統合をし、もしくは浄化槽に転換することも検討材料にしながら、将来何が一番いいのかを検討していくための業務であるという回答でありました。

次に、議案第32号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計予算は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第33号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

1. 被保険者の出現率の状況はの問いに対しては、令和2年度の認定率としては、全国平均18.7%のところ、養老町は16.8%であった。なお、現在コロナ前と変わることなく介護認定は行っているという回答でありました。

次に、議案第34号 令和4年度養老町介護サービス事業特別会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

1. 介護予防ケアマネジメントの対象件数はの問いに対しては、サービス計画費とケアマネジメント費に分かれており、サービス計画費は214件増の2,976件、ケアマネジメント費は10件増の704件を予定しているという回答でありました。

最後に、議案第35号 令和4年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の主な論点は、次のとおりであります。

1. 団塊世代の増加の見込み数はの問いに対しては、令和3年1月の資料によりますと、令和3年に新たに75歳になる方は273人、令和4年は362人、令和5年は537人と想定をされており、1年当たり100人近く増えていく。なお、令和4年度の合計人数は4,391人であるという回答でありました。

以上、審査に付されました令和3年度一般会計及び各特別会計等補正予算6件、特別会計の繰入れの変更1件並びに令和4年度一般会計及び各特別会計等予算11件、特別会計の繰入れ2件についての議案につきましては、このような質疑、討論を経て、採決の結果、全て挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、予算特別委員会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（北倉義博君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑ですが、これらの案件については、議会初日に総括質疑が終了しており、私以外の委員会所属外議員がいないことから省略いたします。

これより、議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず日程第18、議案第16号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第17号 令和3年度養老町一般会計補正予算（第9号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第18号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第19号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第20号 令和3年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第21号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第22号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第23号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第24号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第25号 令和4年度養老町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第26号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第27号 令和4年度養老町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第28号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第29号 令和4年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の
討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定する
ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第30号 令和4年度養老町上水道事業会計予算の討論を行いま
す。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定する
ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第31号 令和4年度養老町公共下水道事業会計予算の討論を行
います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定する
ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第32号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第33号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第34号 令和4年度養老町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第37、議案第35号 令和4年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第38、発議第2号 議員定数検討特別委員会の設置についてを議題として上程いたします。

本案は議員提案の案件につき、代表議員による趣旨説明を求めます。

8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 趣旨説明。

今回、上程しました発議第2号 議員定数検討特別委員会の設置についてを説明させていただきます。

議案を朗読いたします。

発議第2号 議員定数検討特別委員会の設置について。

地方自治法第109条第1項、第4項及び第8項の規定に基づき、委員12名をもって構成する議員定数検討特別委員会を設置し、これに養老町議会議員一般選挙における議員の定数に関する調査を付託するものです。

なお、本委員会は議会閉会中も調査をするものとし、議会が本調査の終了を決議するまで継続して調査を行うものとする。

令和4年3月18日提出、提出者、養老町議会議員 松永民夫、野村永一、早崎百合子、吉田太郎、大橋三男、長澤龍夫、小寺光信、清水由美子、西脇康。

次に、設置の趣旨説明をいたします。

地方分権の進展による地方自治体の自己決定権の拡大や民意の多様化に伴い、議会の機能についても団体意思を決定し、執行機関を監視する機能を発揮するための前提として、住民の声を吸収し、住民の声を政策として立案する機能を充実させていくことが重要視されるようになってきております。

そうした中、地方自治法の議員定数についても議会制度の自由度を高めるため、地方の自主的な判断に委ねられるようになりました。

養老町におきましても、これからの自治体運営は、人口減少と少子高齢化が進み、老年人口の増加と生産年齢人口の減少が進んでいくことを前提に、そうした社会が必要と

する多様で高度な町民ニーズへの対応が求められるようになります。

このように、これからさらに人口減少や少子高齢化が進み、公共施設の維持やまちづくり基盤の更新、社会的扶養負担の増大など、養老町を取り巻く社会経済の情勢が転換期を迎える状況下において、議員定数についても、その適正な水準と根拠などを検討する必要が生じているため、議員定数検討特別委員会の設置を求めるものであります。

以上を発議第2号 議員定数検討特別委員会の設置についての趣旨説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより代表議員への質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 質問を行います。

提案のあった分野としては、マクロ的なシステムとして議会運営委員会、そして詳細なミクロ的な部分については議会改革特別委員会が所管の委員会になります。これらの委員会が所管の専門委員会となり、議論をする場となるのが本筋です。

今回、この特別委員会を立ち上げるに当たって、議運、議会改革の両委員会との調整はどのようになっていますか。

○議長（北倉義博君） 8番 吉田太郎君、自席にて答弁。

○8番（吉田太郎君） 今、岩永議員が述べたように、議会運営委員会でもそのような質問はなし。また議会改革のほうではそうした意見もありましたけれども、それ以上の進展はないということで議員定数検討特別委員会を立ち上げることになりました。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 両委員会との調整についてお聞きしたんですけれども、ちょっと回答がよく分かりませんでした。

所管する委員会があるのに、別の重複する委員会を立ち上げることに違和感を覚えませんが、議会運営委員会、議会改革特別委員会での議論の状況は把握していますか。

○議長（北倉義博君） 8番 吉田太郎君、自席にて答弁。

○8番（吉田太郎君） 僕も議会運営委員会の委員として、いましたが、このときには何も出ません。

また、議会改革特別委員会のほうの検討をということをお聞きしたんですけど、それ以上の検討はなかったと聞いていますので、ここで議員定数検討特別委員会を立ち

上げました。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 3回目ですね。

所管の委員会で、今おっしゃったように議論がなされていないのに別の特別委員会を立ち上げる、やっぱり変じゃないですか。ただのパフォーマンスに見えなくもないですが、提案者としてどのように考えますか。

○議長（北倉義博君） 8番 吉田太郎君、自席にて答弁。

○8番（吉田太郎君） 提案者のいろいろな皆さんの署名を聞きますと9名の提案者がありましたので、これによって議員定数検討特別委員会を立ち上げました。以上です。それ以上は何もありません。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 二、三について質問をいたします。

この特別委員会設置について、なぜこの時期なのか。常識的に何か中途半端なような気がしますし、区連に指摘されたのであれば非常にレベルの低い話だと思っております。

この1点と、それから養老町が抱える諸問題、諸課題、いわゆる食肉基幹市場の建設問題、または議会の基本条例の制定、また議会議員全員の皆さんに情報としてお渡ししておきました地方公共団体の議会の解散に関する特例法等々、こういう調査も重要な事項であるかなあと思っておるんですが、今の提案説明の中の優先順位といいますか、その辺を今どのように考えておられるか。

それから、もう一点は2月1日の議会だよりも住民の声として載せてありますが、町議の間で、議員さんの間で町おこし案を議論してほしいと、養老町の進むべき方向、そういう提案がございます。やはり、我々議会だより編集委員としても、住民の皆さんの御意見を伺っておりますので、それに何らかの対応をしていかな駄目だなあと、このように思っておりますので、その点を含めてお尋ねをしておきます。

○議長（北倉義博君） 8番 吉田太郎君、自席にて答弁。

○8番（吉田太郎君） 今の田中議員の質問ですけれども、今養老町では人口減少とか、少子高齢化の中で我々議員としても町民の声を聞いても何もやっていないじゃないかと、議員の今言っておる資質というのは全然見えていないと、町民から。そうした中で何を我々議員としてアピールするかとかPRするかということで、まず最初に、我々としては13人から何人かも分かりませんが、増えるか分かりませんが、一応そうした議員定数に対しての住民への議員としても考えていますということをお知らせしたいと

いうことを思っています。

それと、今田中議員が食肉基幹市場のことを言いますけれども、それはそれで基幹市場も立ち上げています。そうした中で議会の議員、議長経験者が7名も入っておる中で、そうした中できちんとやっていますので、それはそれとした形で会議をやっておると思いますので、それはいいと思います。

そして、我々としては一番何かというと、やっぱり住民からの声大きいということで、何か我々として、議員としてできる、できるというんじゃなくて改革できることがないかということで、こういう形で行っていきたいということで、議員定数検討特別委員会というのを立ち上げました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 率直に伺いますが、区連のほうからは議員定数は削減、報酬はアップというような要望が出ておりますが、提案者としてはどのような方向づけで考えてみえますか。

○議長（北倉義博君） 8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 先般、区連のほうからのお話を、議員と懇談会をやるということで、そういう予定も組んでいましたけど、コロナ禍でなかなかできなかったということで、そういう提案もあるか知らんけど、そうした会議をこの中で立ち上げて、区連とのお話を聞きながら、上げるか下げるか、いろんなことも、一番やっぱり住民の声を聞くのは区連だと思いますので、そうした意見を参考にしながら検討していきたいというのが趣旨でありますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） そうなりますと、この委員会は定数だけという話で僕は理解しておるんですけど、報酬の面も本当は一緒に議論しておくべきことかなあと。やはり議会としての姿勢もある程度お示ししておく必要があるかなあと考えておりますので、その点はどうでしょうか。

○議長（北倉義博君） 8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 今、定数だけじゃなくて報酬のほうもと言いますけれども、まず僕は定数によってどういう状況になるかも分かりません。それはそれでこれから考えていくべきだと思います。

そのためには、まず定数をきちんとした形でできれば、報酬の段階にも持っていけるかなあと考えて、まだそれも報酬委員会という立場がありますので、こちらからも提案できることがあれば、そっちにこのような形で提案して進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 代表提案議員は、二元代表制の地方自治の大原則、つまり民意の正確・公平な反映、首長、行政に関する監視などに立脚し、議員定数をどのようにお考えでしょうか。

また、現状の定数13人がもたらす重大な弊害はありとお考えですか。

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 今、水谷議員の話ですけれども、13人のあれということで、行政とかそういう二元代表制ということで、僕は今言っているように、そういうことを考えて、とにかく行政に対しては言うことは言う、やることはやる、そういった形で行政と一体としてやっていくのが養老町のこれからの未来像があると思いますので、そういう形でやっていきたいということで議員定数も考えていくべきじゃないかなというふうに思っています。以上です、これ以上言うことはありません。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 行政と一緒にやっていくという御回答でしたが、一般職も削減をする方向というふうに理解してよろしいでしょうか。

また、常任委員会、予算決算特別委員会などの定数の許容について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 今、常任委員会と各委員会の定数のことも言いましたけど、これは、僕は例えば人数が減れば、何人とは言いませんけど、それなりに全員でやれば一番いいと思います。今は2つのがあるけど、それを幾つかありますけれども、全員で常任委員会を立ち上げてやっていけば、各委員会でもそうだと思いますので、そういう形を思っています。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 代表の提案議員お一人で答えていただく、大変真摯に受け止めるわけですけれども、2回目の質問で現状の定数13人がもたらす重大な弊害はありとお考えですかの質問に対してお答えがなかったように思いますので、その点をお聞きし、質疑は終わります。

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 13人がもたらすということで、僕は13人だと、先ほど言いました

ように常任委員会が2つに、総務、産業と分かれていますそれを例えば一つにして、13人が一つになって皆さんの意見を聞いて、行政の発展のためにやっていけばいいかなあと思っておりますので、以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

ありませんか。

まず、反対の討論を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 反対討論を行います。

どんな事柄でも、常に議論をしていくことは重要で、そのこと自体には賛同いたします。しかし、先ほどの質疑で分かるように、本議会には今回提案された事項を審議する場として議会運営委員会と議会改革特別委員会の2つの委員会がちゃんと用意されています。

本町においては、例えば現在新たに室を立ち上げて、全力で進めている新基幹食肉市場の建設問題があります。本来、議会としてエネルギーを使って、まず議論すべきはこちらではないでしょうか。

養老町議会は現在定数が13名です。人口は約2万8,000人に対して13名。お隣の垂井町が2万6,000人に対して同じく13名、輪之内町が9,000人に対して9名、関ヶ原町が6,000人に対して8名です。ざっと見渡しても、人口に対して養老町の議員は、近隣自治体と比較して少し少ないかなあという程度で、特別に多くも少なくもないというのが現状です。

このような中で、議員の定数を検討する特別委員会を立ち上げることに、大きな意味はあるのでしょうか。これではやっている感を出すだけのパフォーマンスになってしまいます。先ほど申し上げたように、本件を議論する委員会は既に2つあります。こちらで議題として取り上げて、活発に議論すれば事足りるんです。

今はまず、目の前に新食肉市場をどうするかという問題や、人口減少による学校の統廃合等の諸問題があるんです。議会全員で全力で議論をするのなら、喫緊の課題であるこちらでしょう。取り組むべき課題の優先度が違います。

以上の理由をもって、反対討論といたします。

○議長（北倉義博君） 次に、賛成討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 長澤龍夫君。

○6番（長澤龍夫君） 賛成討論を行います。

養老町においても近年の人口減少は著しく、議員定数を13人に削減することに決定した2004年（平成16年）から現在まで既に5,000人以上の人口減がありました。それにも関わらず、議会から町民へ現在の議員定数について、具体的な根拠を示しておりません。

本定例会において、特別委員会を設置し、適正な議員定数について調査を進め、議会の考えを根拠を持って説明していくことが議会の責任であると考えます。

以上をもって、賛成討論といたします。

○議長（北倉義博君） 次に、反対討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 人口減だから、少子高齢化だから議員を減らすという削減根拠では、建設的な二元代表制の下での議会の役割は果たせません。人口減だから、少子高齢化だからこそ、様々な民意を寄せ合い、政策提案、政策立案できる議会として議会の機能を高める方向で議論をされなければなりません。特別委員会の設置を求める議員の中で、議員の機能を高めることという大方針が共有されているのか甚だ疑問です。

先ほど、反対討論の中で岩永議員が人口に対しての定数を討論に組み込まれましたが、私は議員1人当たりの人口に対して、議員定数の比較を御紹介したいと思います。

御承知のように、議員1人当たりの人口は少ないほど民意を反映しやすいと言われていきます。養老町、議員1人当たり人口2,370人、垂井町2,100人、神戸町1,937人、池田町2,430人、大野町2,358人、揖斐川町1,395人というように、養老町の現13名の議員数は、議員1人当たりの人口と比較すると、むしろ少ないのであります。

同じ特別委員会でも、可児市は有識者を参画した特別委員会を編成しています。その一人である上脇博之教授、神戸学院大学の教授ですが、この特別委員会の論文の中でこのように結んでおられます。

地方議会の議員定数の削減は、住民自治の発展、議会の活性化が実現しないどころか、地方自治の後退、議会の弱体化を招いてしまう。もちろん私も、地方議会における議員定数の質が必ずしも高いわけではないという現状を知らないわけではない。しかし、だからといって議員定数を削減しても、議会が少数精鋭になり、活性化するというわけでもない。むしろ、地方議会は首長派の議員だけになり、ますます議会は弱体化し、再生する機能を失うわけである。

この部分を引用させていただき、反対討論といたします。

○議長（北倉義博君） 次に、賛成討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 10番 野村永一君。

○10番（野村永一君） 発議第2号 議員定数検討特別委員会の設置について、賛成討

論を行います。

人口減少と少子高齢化により、養老町においても人口の減少を前提に公共施設の集約や社会的扶養負担の増大などの対応が必要になってまいりました。そうした中、議会に対しても厳しい意見が増加しており、議会に対して社会情勢や地域社会の変化を踏まえた少数精鋭化が要望されました。

こうした現状の状況や、今後さらに続く少子高齢化を見据え、10年後や15年後の未来のために特別委員会を設置し、現状に甘えることなく適正な議員定数について調査を進めることが必要であると考えます。

先ほどいろいろな、町民に対して議員定数の数字が出ていますけれども、それはここで議論するんじゃないなくて、議員定数検討特別委員会で議論すればいいことでありまして、まずは門前払いでは駄目です。やっぱり門前払いじゃなくて一步踏み込んで議論して、正確な数字を私は出すべきだと思います。

あと一つ、この養老町議会は政治家か政治屋かどちらかということ議論すべきだと思います。

以上、賛成討論とします。

○議長（北倉義博君） 次に、反対討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 先ほど2名の反対討論がございましたが、そのとおりでございますので、あまり詳しいことは言いませんが、今回の委員会設置については、養老町にとってもっと優先順位の高い課題も数多くあって、新たな課題の特別委員会を設置して、そちらへ注力すべきと考えます。

したがって、今回の議員定数検討については、議会運営委員会、議会改革特別委員会で議論すべきで、本件の特別委員会設置は必要なしの観点から反対討論といたします。以上です。

○議長（北倉義博君） そのほかに討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（北倉義博君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 賛成討論をいたします。

違った観点での賛成討論です。

先ほど各委員会で協議すればいいという話が反対討論の中に出ておりましたが、養老町の委員会の構成は毎年変わります。過去に議会基本条例を5年、6年かけて一生懸命研究してきたのが、委員会構成が変わったために没になりました。そういう経緯から、各委員会付託にこの案件をすれば、委員構成が変わると翌年にこの案件が没になるという可能性もございます。議員全員で、私は減らす、増やすということではなく、議論す

る委員会としてこの委員会の設置に関して賛成といたします。以上です。

○議長（北倉義博君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（北倉義博君） 最後に、日程第39、選任第1号 議員定数検討特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、養老町議会委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがいまして、議員定数検討特別委員会委員には、13番 水谷久美子君、12番 松永民夫君、11番 田中敏弘君、10番 野村永一君、9番 早崎百合子君、8番 吉田太郎君、7番 大橋三男君、6番 長澤龍夫君、5番 岩永義仁君、3番 小寺光信君、2番 清水由美子君、1番 西脇康君、以上の12人を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議員定数検討特別委員会委員には、ただいまの12人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は後でお知らせします。

なお、休憩中に議員定数検討特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

委員会は4階北委員会室にてお願いいたします。

（午前11時42分 休憩）

（午前11時59分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に議員定数検討特別委員会が開催されました。その結果について、議員定数検討特別委員会委員長の報告及び就任の挨拶を求めます。

議員定数検討特別委員会委員長 早崎百合子君。

○議員定数検討特別委員長（早崎百合子君） ただいまの休憩中に、委員出席の下に議員

定数検討特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私、早崎百合子が投票により、副委員長には吉田太郎委員が投票により選任されました。

図らずも私が委員長に指名されましたが、誠に不慣れで御迷惑をかけることが多々あるかと存じますが、その点御容赦いただきまして、御協力のほどお願いいたします。

養老町におきましても、人口減少と少子高齢化が進み、公共施設やまちづくりの基盤の更新、社会的扶養負担の増大など、養老町を取り巻く社会経済情勢が転換期を迎える状況下において、議員定数についても、その適正な水準と根拠などを検討する必要が生じております。

このような状況の中、養老町に最も適した議員定数について調査を行ってまいりたいと存じます。

以上、議員定数検討特別委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 議員定数検討特別委員会委員長の報告及び就任の挨拶が終わりました。

○議長（北倉義博君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（北倉義博君） お諮りします。

この第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第1回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（北倉義博君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び議会改革特別委員会及び予算特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会改革特別委員会及び予算特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定しました。

○議長（北倉義博君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年第1回養老町議会定例会を閉会します。

本日は御苦勞さまでした。

（閉会時間 午後0時04分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年3月18日

議 長 北 倉 義 博

議 員 長 澤 龍 夫

議 員 大 橋 三 男